

新編

修身教典

尋常
學校用

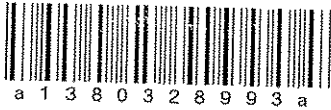
卷三

T1A3

22

F 85

圖書 和図書 遡



福岡教育大学蔵書

勅語

新編 修身教典 學校用 小卷 三目次

第一課 日の丸のはた	一	第十六課 兄弟に友なれ	三十三
第二課 和氣清麻呂公及其の姉(一)	二	第十七課 渡邊華山先生(四)	三十五
第三課 和氣清麻呂公及其の姉(二)	五	第十八課 渡邊華山先生(五)	三十八
第四課 忠 誠	八	第十九課 渡邊華山先生(六)	四十一
第五課 貝原益軒先生(一)	九	第二十課 親に孝なれ	四十四
第六課 志を立てよ	十一	第二十一課 渡邊華山先生(七)	四十六
第七課 貝原益軒先生(二)	十二	第二十二課 渡邊華山先生(八)	四十八
第八課 貝原益軒先生(三)	十五	第二十三課 龍鶴臺先生の夫人	五十
第九課 思ひやり	十七	第二十四課 女子の心得	五十二
第十課 貝原益軒先生(四)	十九	第二十五課 公德を守るべし	五十四
第十一課 名取彦兵衛氏(一)	二十一	第二十六課 おきてを守るべし	五十六
第十二課 名取彦兵衛氏(二)	二十四	第二十七課 勇ましき水兵	五十七
第十三課 渡邊華山先生(一)	二十五	第二十八課 義勇公に奉ぜよ	六十
第十四課 渡邊華山先生(二)	二十八		
第十五課 渡邊華山先生(三)	三十		

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
 我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ
 我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
 ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ
 學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
 世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ
 奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
 ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
 ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民
 ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

新編 修身教典 尋常小學校用 卷三

第一課 日の丸のはた

日の丸のはたはわが國のはたじむしで

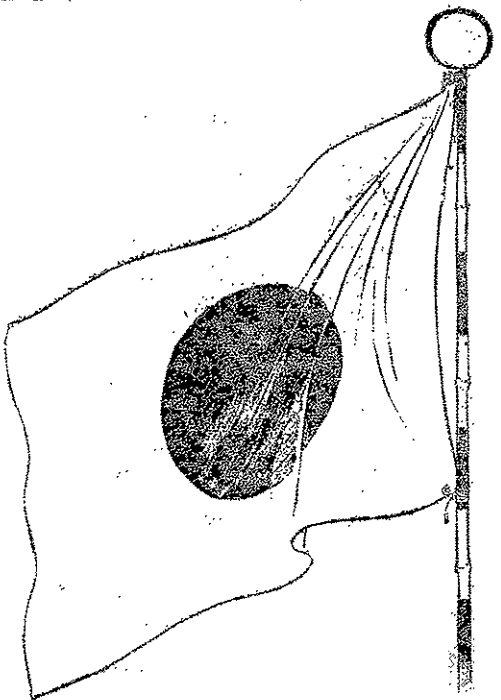
あります。

日の丸はまこと

にあざやかでいさ

ましいものであり

ます。



さればわたくしどもも、このはたじるし
のよりに、わが日本の國がいさましく、さか
んになることなつとめねばなりませぬ。

第二課

和氣清麻呂公及

その姊

和氣清麻呂公は、忠義な人でありました。
稱徳天皇様の御時に、道鏡といふわるも
のが、天皇の位につきたいと、ねがひました。



清麻呂公は、稱徳天皇様の御使となつて、宇佐の八幡宮にまゐりまして、神様の御教をうけられました。

やがて、かつられました。

天皇の御位をのぞむものは、退けよ。

この御教を申し上げました。

道鏡は、おこりまして、清麻呂公を、大隅の國に流しました。

まもなく、光仁天皇さまが、御位につかせられました。道鏡を、下野シモツケの國に、追ひやられました。

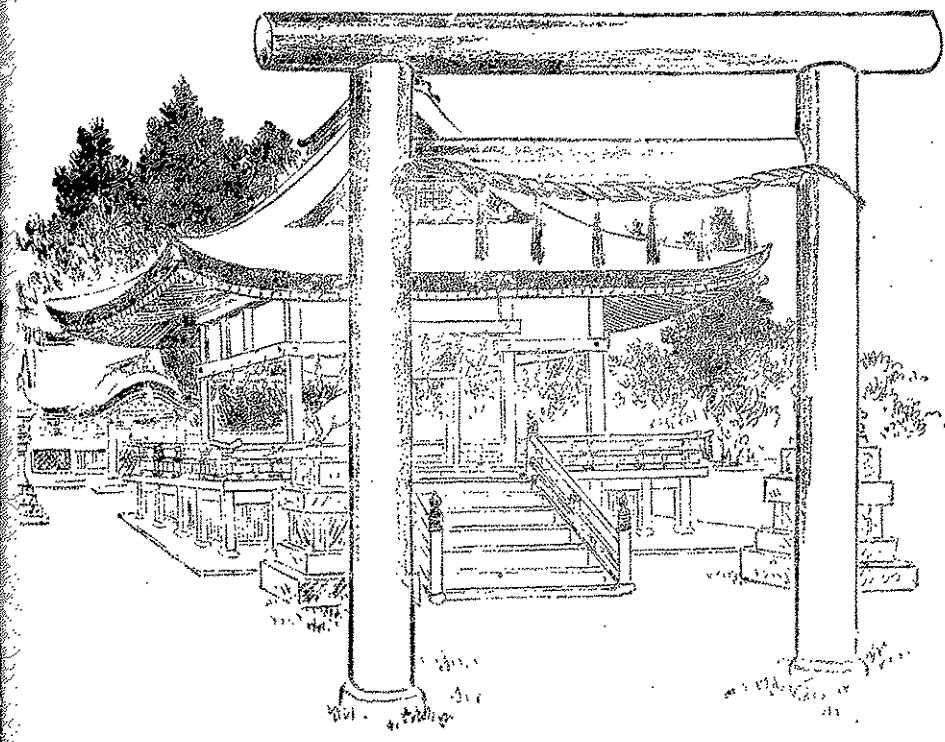
清麻呂公は、都に召しかつされ、其の忠義をほめられて、益、重く用ゐられました。

第三課 和氣清麻呂公及

其の姊。

其の後、清麻呂公の忠義が、益、世に聞えま

した。今上天皇
陛下の御父君
孝明天皇様は、こ
とに、公の忠義を
おほめになつて、
正一位をおくら
れ護王明神の名
を下されました。



清麻呂公の姉、法
均刀自も、また、弟を
助けて、忠義をつく
されました。
法均刀自は、また、
めぐみぶかき人で、
八十三人のみなし
ごを、ただえました。



第四課 忠誠

人は忠誠を第一とす。忠誠とは心正しくして、まことの道にかなつるをいふ。忠誠なる人はおのづから幸を得るものなり。されば、菅原道真公は、

心だにまことの道にかなひなば、

いのらずとても、神や守らん。

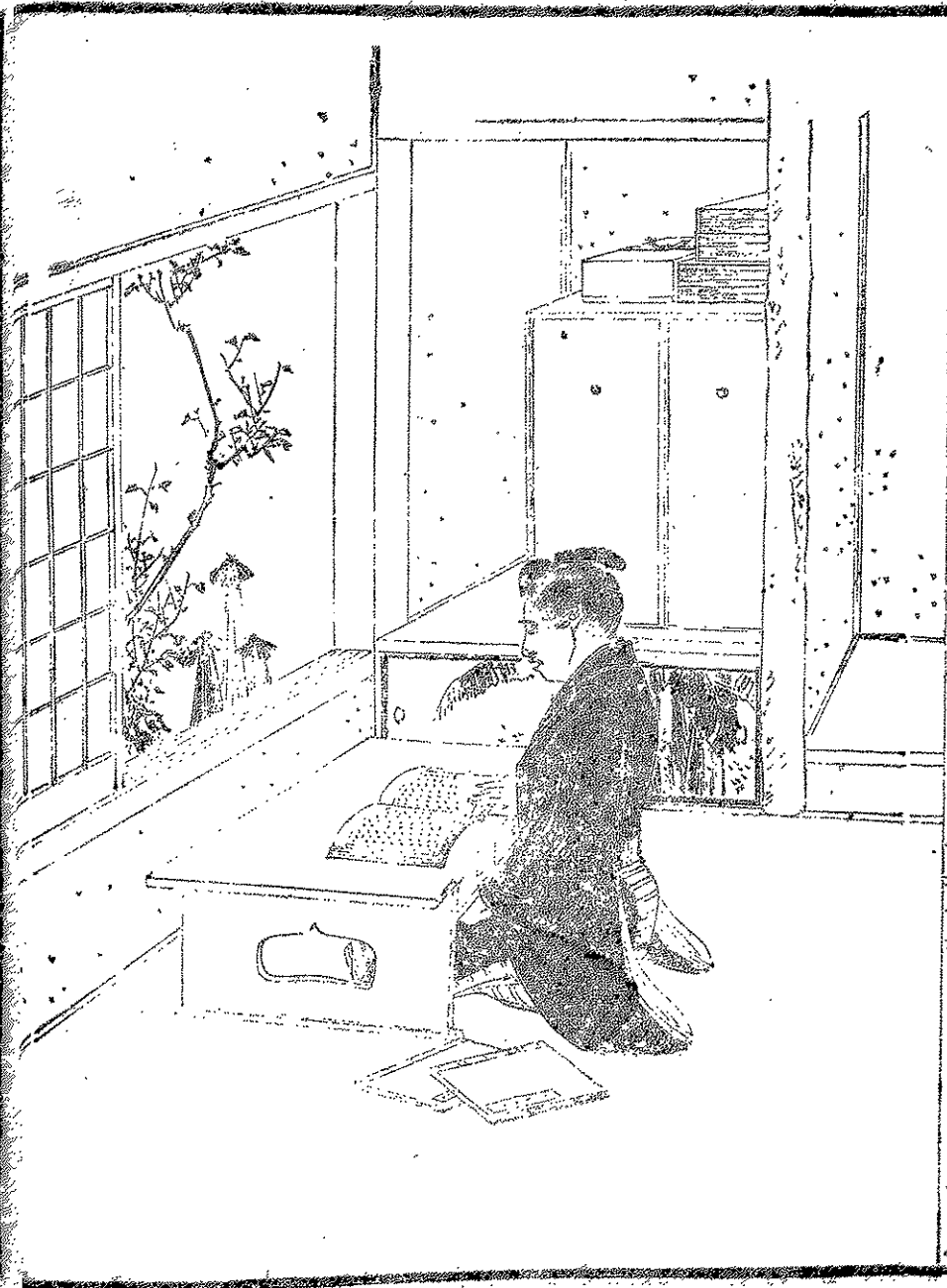
とよみたまひき。

第五課

貝原益軒先生 カヒハラエキケン (一)

貝原益軒先生は、をさなきときより、學問を好まれき。

先生は、早くより、ものしりとなりて、名をあげんと志を立てたまひ、勉強のなみなみならぬ上におぼえよかりしたため、其の學業年と共に進み、つひに、名高き學者となられき。



第六課 志を立てよ

身を立て、名をあげんと欲せば、まづ志を立てつべし。

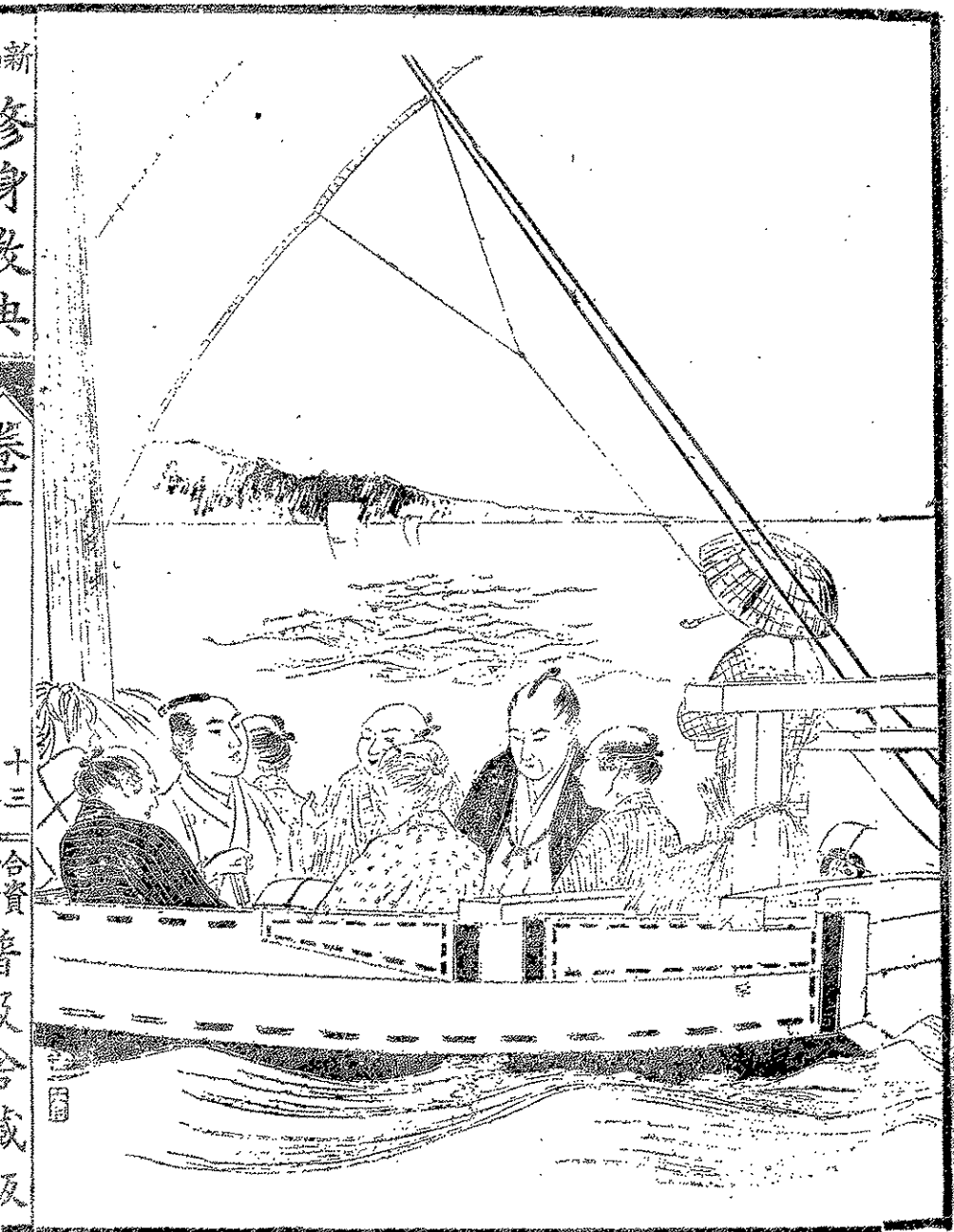
志を立てずして、身を立てんとするは、か
いなくして、船を進めんとするが如し。

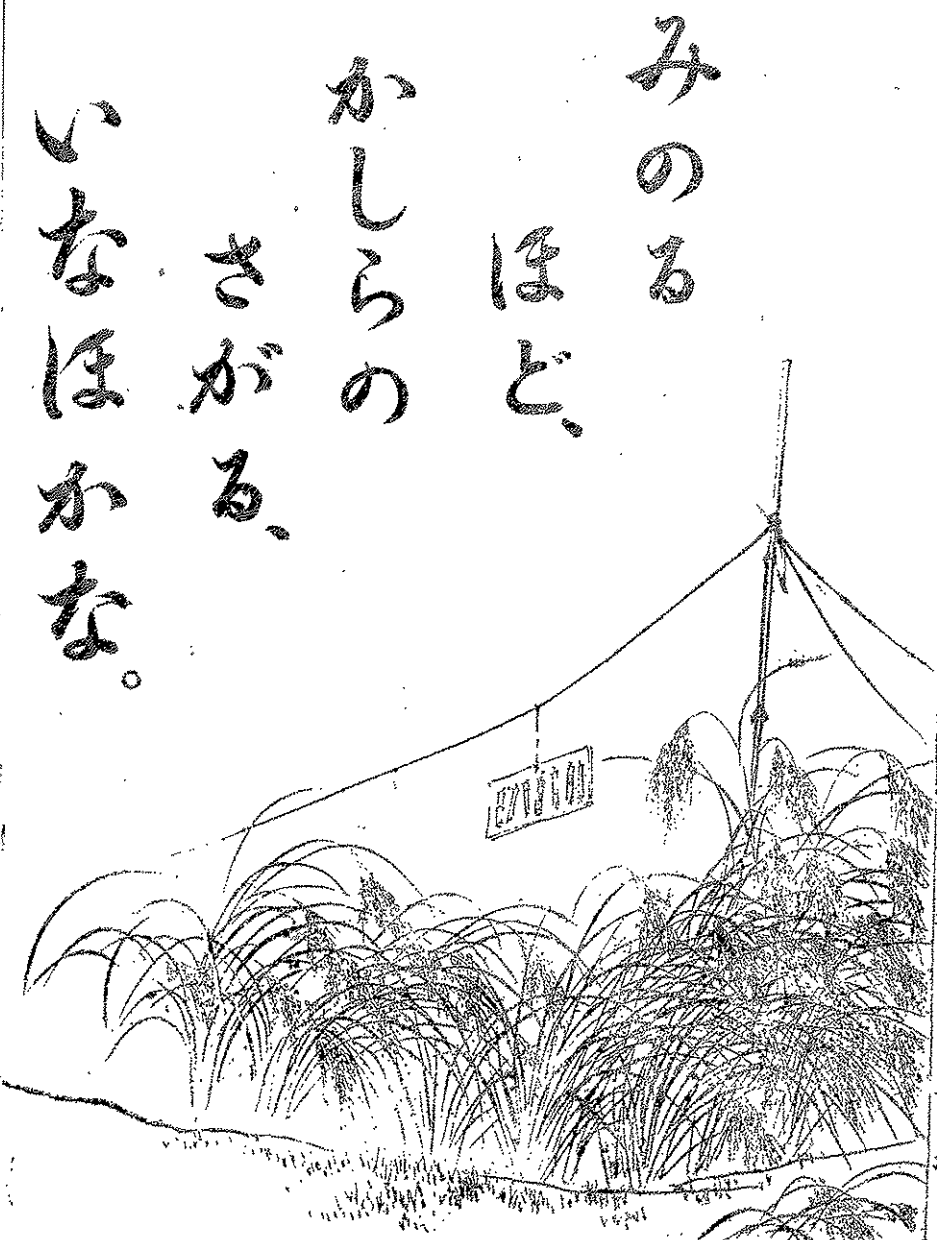
さて、一旦立てたる志は、かたくこれを坐
りて、如何に苦しきことありとも、決して、
かふべからず。

第七課 貝原益軒先生 (二)

先生がつて、船にのりて、たびをせられし
ときのりあひの一人の書生が、じまんがほ
に、書物のはなしをせるを、一言も、ものいは
ずして、聞き居られき。

まもなく、船きしにつきたるとき、各名の
りあひたるに、彼の書生は、先生の名を聞き
て、大にはお入りにぐるが如くに、立ち去りき。





みのも

ほど、

かしらの

さがる、

いなほかな。

第八課

貝原益軒先生

(三)

先生ぼたんを愛し、常ににはにうゑて、たのしまれき。

或る日、一人の弟子、となりの男とすまうをとりて、これを折りければ、弟子は、先生のいかりにあはんことをおされて、となりのしゆじんをたのみ、先生に、そのあやまぢをわびたりき。



然るに先生は「わがぼたんを愛するはい
 かるためにあらず。とて、とがめられざりき。

第九課 思ひやり

わが身にこのましと思ふことは人もよ
 ろこびわがみにうれしからぬことは人も
 またよろこばぬものなればつねにわが身
 を本として人の身をおもひやるべし。さす
 れば大かた人の道にはづることなし。

わが身をのめりて、

人のいたさをしれ。

又、うしうまとりむしなどの如きもの
くるしむるは、まことに、おもひやりのこ
ろなき人なり。わか身人にくるしめられし
ときのつらさを思ひて、これをいたはるべ
し。

第十課

貝原益軒先生

(四)

先生、又、たびを好み、ひまある時は、ひろく、
あちこちをめぐりて、ためになること、或は、
おもしろきことを記されき。

家に在りては、常に書物を読み、弟子に教
ふることをつとめ、又、常に世を益すること
を心がけ、死なる、年までも、書物をあらは
されたりき。

さればその

あらはさ

れし書

物は甚

多く、皆

世のた

めになる

ものなり。



第十一課

名取彦兵衛氏 (一)

名取彦兵衛氏は甲斐の國の人なり。わが國にかひこの糸をとるよき器械なきため、糸のたぢよからずして外國に賣るゝこと少きをなげきよき器械を作らんとて、長き年月の間工夫せられたれども、作ること能はずして、ただいしくにまつしくなりき。されば、きんじよの人々はこれを、あらは

ぬものなく、家族親るいの人も、また、これを
 うれへん、やめんことを、すゝめけれども、彦
 兵衛氏は、少しもはじめの志を、かへず、如何
 にもして、よききかいを作り出して、國益を
 まさんとのみ、一寸ちには、思ひこみて、いよいよ、
 工夫をこらされき。

世のためにつくせ。



第十三課 名取彦兵衛氏 (二)

「ねんりき、岩をもとほす。」といふことわざの如く、彦兵衛氏はいふべからざるなんぎの末づひに、一つの器械をつくり出しき。

この器械にて、とりたる糸は、ひよーばんよく、盛に、外國へも、賣れゆくよーになれり。彦兵衛氏の如きは、身を顧みずして、國益をひろめし人といふべし。

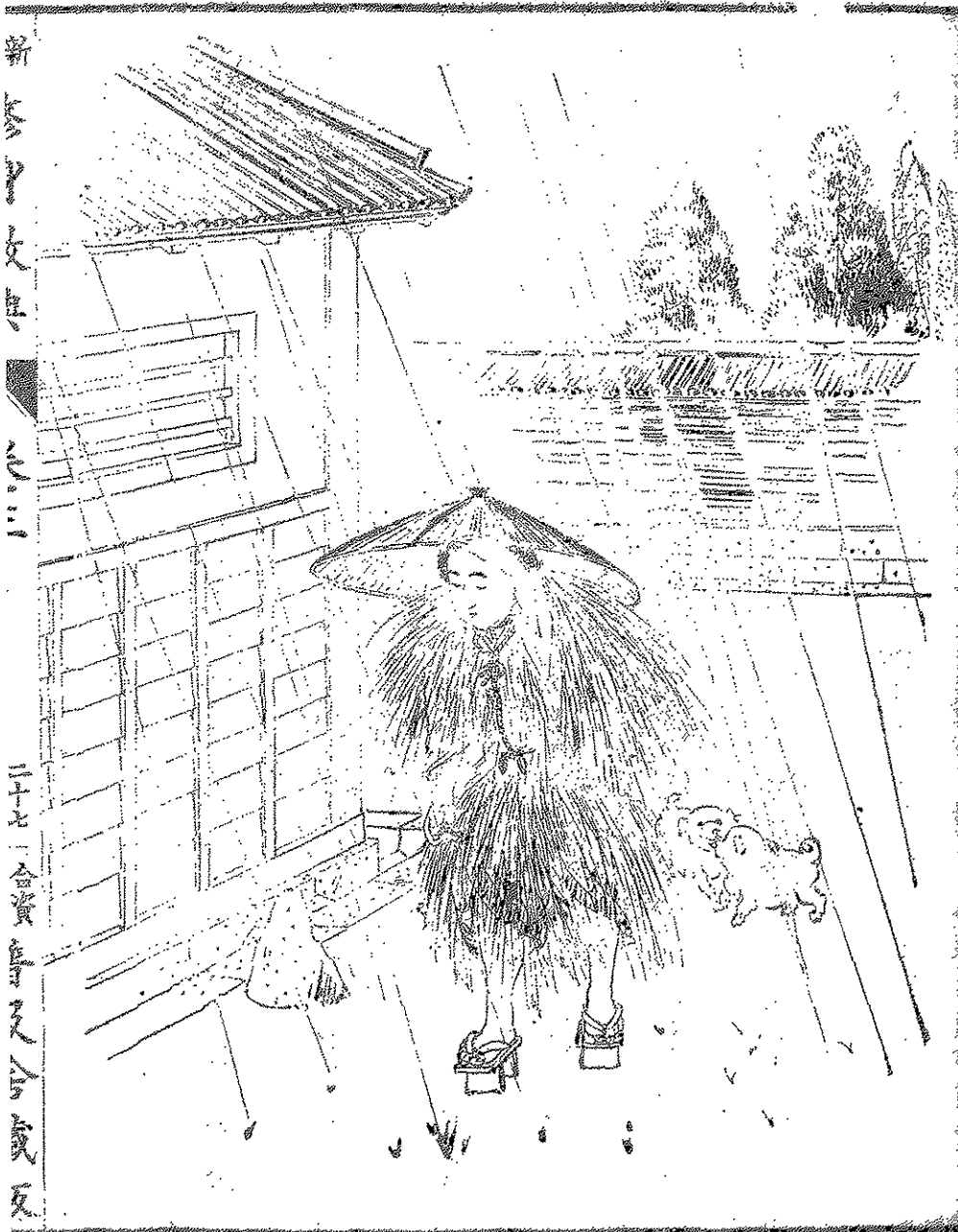
第十三課

渡邊華山先生

(一)

渡邊華山先生は、をさなき時より、すなほにして、一たびも、父母のいひつけに、をむかれたることなかりき。ほかの子供等は、やしき内に、ひき入れてある用水、又は、井戸、ばたなどにて、いたづらをして、樂しめども、先生は、決して、かくの如き、あしきことは、せられざりき。

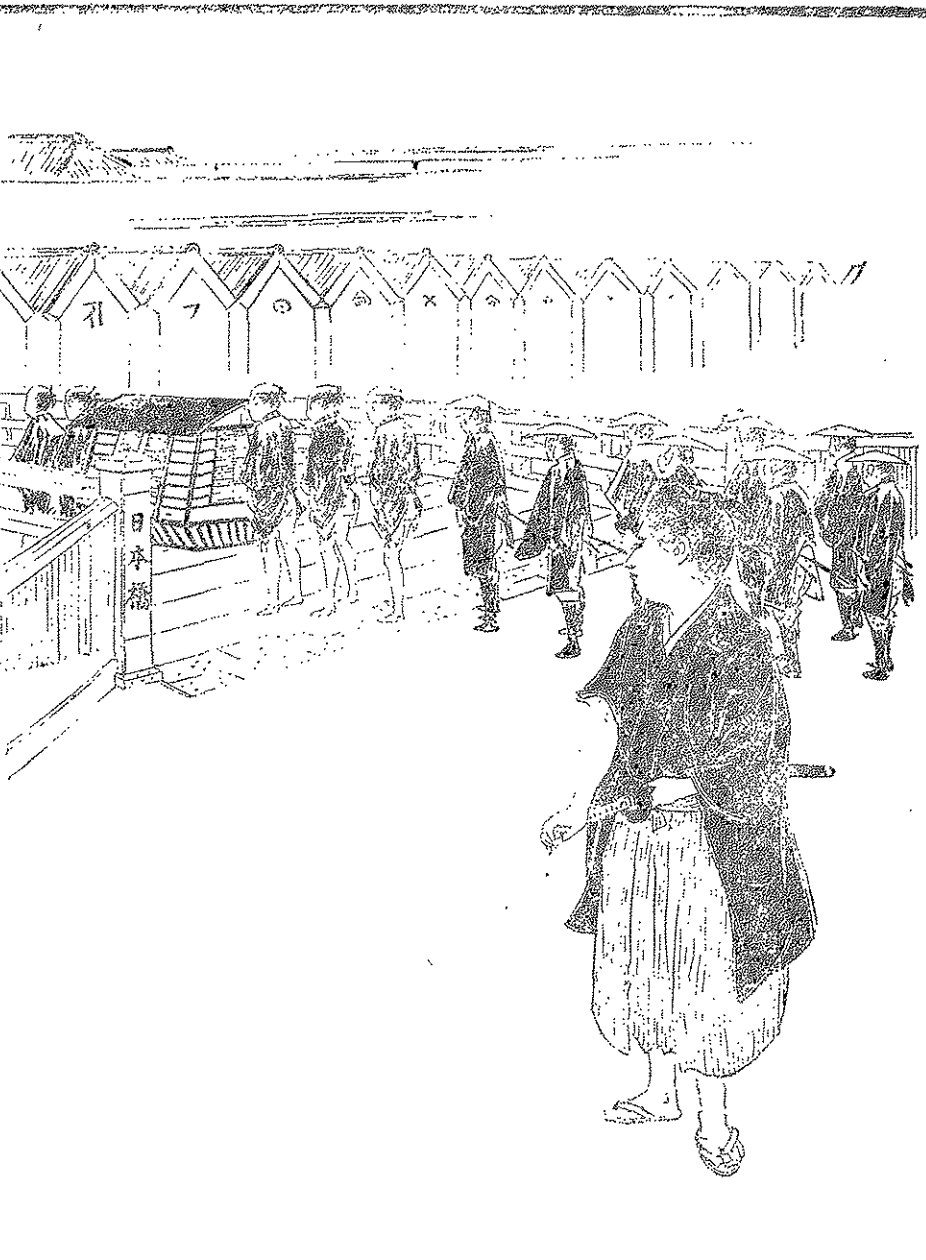
先生、八歳の時より、主人のおかとの御
 とぎをいひつけられたり。これより、毎日ひ
 るまへは、十時にいでて、十二時にさがり、ひ
 るすぎは、二時にいでて、うたひ、或はまひな
 どの御あひてをして、夕方に至りて、かへる
 を常とせり。雨のふる日には、みのかさに、
 いでたち、一日も、おこたられたることなか
 りき。



第十四課 渡邊華山先生 (二)

先生、十二歳のときある日、何心なく、日本橋へんを、とほられけるに、むかうより来る、大名のぎょーれつのだじやましたりとて、そのさき、どものものにうたれぬ。

先生は、おなじ人げんにてありながら、かかるはづかしめをうらむ、さんねんさよとくやしなみだにくれたりき。しばらくして、

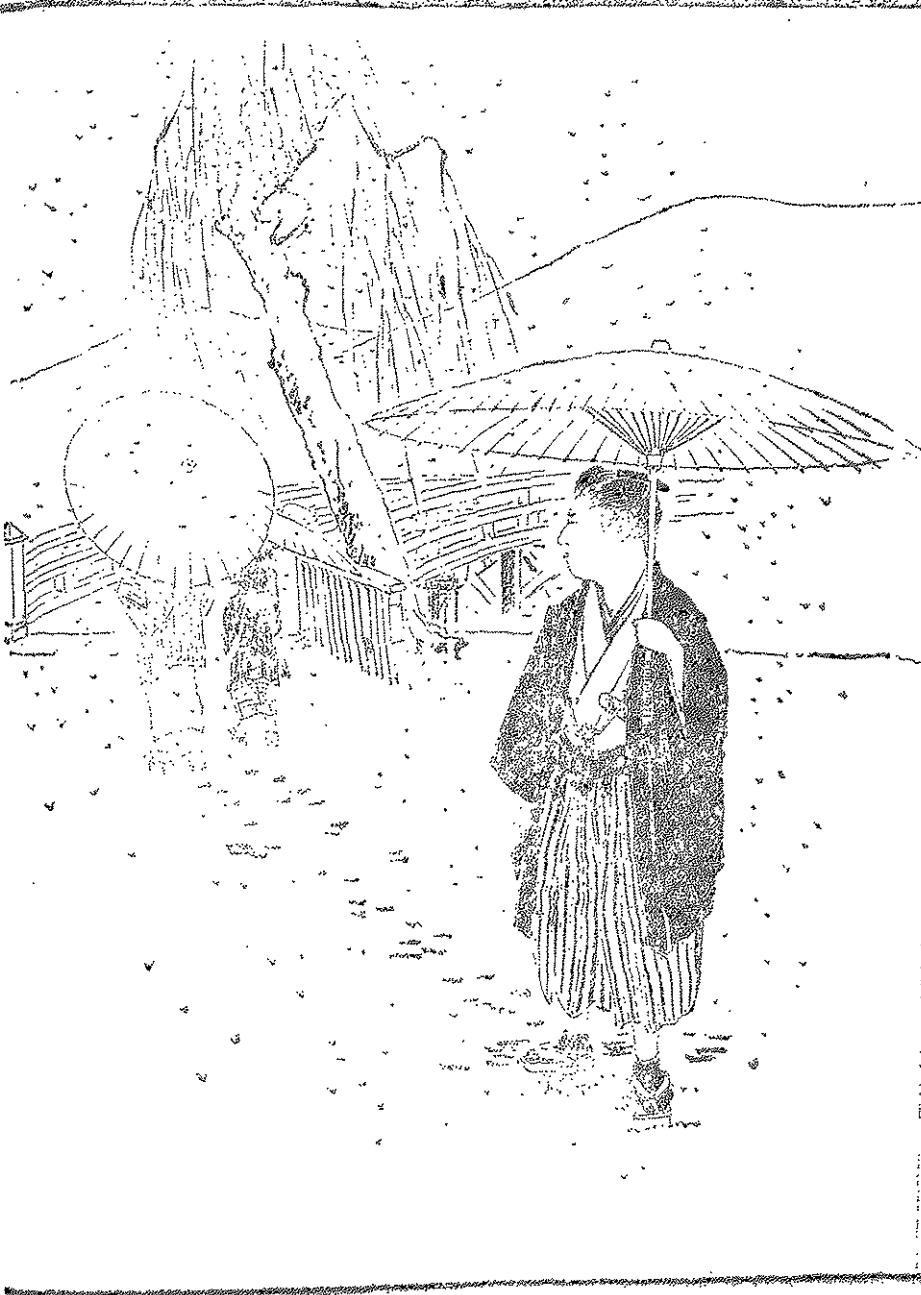


先生は、心をとりなほされていざわれも、ふんばつして、一かどのすぐれたる人となり、人のあなどりをうけざるほどのものとならん。と、志をさだめたまひいふづからざるなんぎにたつて、ぶんきよーせられしかば、その學問、大に進みたりき。

第十五課 渡邊華山先生 (三)

先生の家は、きはめてまづしくして、夜、ねるにも、やぐもなきほどなりければ、兄弟は、みな、他人のうちにより、又は、ほーこーに出されき。

其の末の弟を、他にやらんとせしとき、先生、大になげかれ、大雪のふるなかを、もいとはず、なみだに、そでをしぼりつゝ、板橋イタバシの宿シヤクまで、見送られたり。先生、この時、十四歳なりき。



第十六課 兄弟に友なれ

兄弟はおなじく、父母のかひなにいだかれ、おなじく、父母のめぐみを受け、人となりたるものなれば、そのしたしみは、まことに、あつきものなり。

されば、兄弟は、弟妹をいつくしみ、弟妹は、兄弟をやまひうれへあるときは、共にうれへ、よろこびあるときは、共によるこびな

かく、そのしたしみを、つゞくべし。

兄弟相愛し、相たすけて、家業をばげみ、家をおこさば、父母のよるこびは、いかならん。されば、兄弟のむつまじきも、また、こーこーの、一つといふべし。

兄弟は、左右の手の如し。

第十七課

渡邊華山先生 (四)

先生、十六歳のとき、ある系かきのでしとなり、おこたらず、系をならはれけるに、家まづしくして、師しよーへのれいなども、行きとどかざりければ、つひに、師しよーより、ことわられき。

先生は、あまりのことに、おどろきて、いかがせんと思ひせまりて、泣き入られたり。



其の時父は先生をはげまして「これしきのことに力をおとすは、男子にあらず。すみやかにほかの師しよーにつきて、今までよりも一そー勉強し、彼のものに、まさらんことを心がくべし。」といはれければ、先生げにもとおもひいよく、ふんばつして、金子金^{カネ}陵^{リョウ}といふ人の弟子となり、ひたすら、ばんきよーせられたりき。

第十八課 渡邊華山先生 (五)

先生其の後、ます／＼つとめはげまれしかば、急かくわざは、大にすゝみたれども、筆紙などを買ふこと、かなはざりければ、とゝるゝの急をかきて、これを賣り、其の金にて、筆紙などをとゝのつられき。

先生又學問にいとがはしかりしかば、まゝいあさめしをたきながら、本を讀まれき。



されば、先生は名のみちにすぐれられしのみならず、學問にも秀でたまひて、つひに名高き大學者となられき。

精神一たび到^{イタ}らば、

何事かならざらん。

第十九課

渡邊華山先生

(六)

先生をさなき時より、おやこーこーの心いとふかくりき。父は、やまひがちにて、二十年の間も、つねに、すぐれざりければ、先生は大に、之をうれつて、朝夕二度づつ、かならずかたをたゞき、こしをもみなどして、てあつくがんびよーせられけれども、やまひは、ますます、おもりのきけり。

先生のてあつきかいほーのかひもなく、
父は、やがて、死なれけり。されば、先生は、大に
之をなげかれ、みづから、筆をとりて、なみだ
ながらに、父のなきがらにむかひて、其のす
がたを寫しとられき。かくて、手あつくはう
むりし後は、つねに、父君のすがたを、わが
まにかけ、あさゆふ、をがまれければ、之を
みる人みな、なみだに、たもとをぬらしき。



第二十課 親に孝なれ

われ等が生れいでてよりおとなとなる
までながき年月のあひだ父母のなし給ふ
辛苦はいかばかりぞ。

或はかひなにいただき、或は乳房をふくま
せ、一日も早く生長せよと、ねがひたまふ。

六七歳に至れば、學校に入れて、學問をな
らはせたまふ。やまひあれば、身に代つて

もすみやかにいえんことを祈りたまふ。

されば子たるものは、しばらくもこの大
恩を忘るゝことなく、常に孝行を盡すべし。

父母はまたその子のしゆつせを、ねがは
るゝものなれば、子たるものは、各學をほげ
み、業をつとめ、世にたふとばるゝほどの人
となりて、父母の名をもあらはすべし。これ
孝の最、おほいなるものなり。

第二十一課

渡邊華山先生 (七)

先生のせんだは、岡部主税ヲカバチカラといふ人より、あつきなさけをうけたることありき。されども、年久しくなりて、今は、其の家に出入りもせざるよゝになりぬ。

先生、おもはるゝよゝ、かくては、ふるき恩をおするゝものにて、人のみちにあらざ。今より、あらためて、つきあひせんとして、主税の

のちなる、岡部左京のもとに、出入りのことを申しこみしに、左京は、先生の、厚き心にかんしんして、こゝろよく、しよゝちしたりければ、先生、おほいによろこびて、それより、叙んごゐに、つきあひせられた。

恩をうけては、

おするゝべからず。

第二十二課 渡邊華山先生 (ハ)

先生、後に、おらんだの學問を習ひて、外國のありさまを知り、國の守りの、大切なることをさとり、外國のはたじろしをかき、これを、すみべを守るやくにんに、示されき。それのみならず、其のころの人の外國のことを知らざるをうれづ、いろくの本を書き、これをさとされき。

今上天皇陛下

には、先生が國のため、つくされしことを、嘉せられ、正四位をおくらせたまひき。



第二十三課

瀧鶴臺先生の夫人 ノキ名ラダイ

瀧鶴臺先生の夫人は、かたち、甚みにくかりしも、その心、かしこかりければ、つひに鶴臺先生のところへ、よめ入りせられき。

夫人は、先生にとつぎし後は、いよく、その行をつゝし、み、又、よく、その夫につかへられければ、世の人、みな、その心がけのよきを、ほめはやしき。

夫人は、赤と白

との糸をまるめ

て、たもとに入れ

おき、よき心、おこ

りしときは、白き

糸をふやし、あし

き心、起りしとき

は、赤き糸をふや



し、ときどく二つのたまの、大きさをくらべて、ますます、その行を、つゝしまれまといふ。

第二十四課 女子の心得

女子のことろうべきことは、多かれども、その中、最大切なるものは、つぎの四つなり。
第一、心正しくして、すなほなること。

第二、言葉を、つゝしみて、ていねいにも、いふこと。

第三、みなりをととのへ、たしなみぶかきこと。

第四、たちぬひりよりなどのことになれ、おくこと。

かゞみと、みさをとは、
女のもつべきもの。

第二十五課 公德を守るべし

わが身がつての事のみして、多くの世の人のためを思はぬは、あしき行なれば、つねに、きをつけて、次のことを守るべし。

一 きんぜいのあるば、しよにて、鳥をうち、魚をつり、或は、木ををるべからず。

一 社寺學校などの、道具をそこなひ、又は、かべへいなどに、らくがきすべからず。

一 みだりに、田はたに、ふみ入りて、他人の作物を、あらすべからず。

一 ゆーびん箱、せんしんばしらの如き、おほやけのものに、いたづらすべからず。

一 汽車、馬車等にのる時、みだりに、人をおしわけ、又は、せきをあらそふべからず。

一 犬、猫の死にたるものなど、すべて、きたなき物を、道、或は、川にすつべからず。

第二十六課 おきてを守るべし

吾等が今日らくにくらすことを得るは、國にいろくのおきてありて、身の上をまもらるるによるなり。

もし、このおきてなきときは、あるものはびこりて、吾等は或は持ち物をうばはれ、或はいのちもあやふきことにあひて、一日も安心すること能はざるべし。

國のおきてはかく、吾等を守るたふときものなれば、吾等はよくこのおきてに従ひて、いさゝかもそむくことあるべからず。

第二十七課 勇ましき水兵

黄^{コーカイ}海のふないくさの時、わが松島かんは、はげしくてきのふねとたゝかひて、きのなたまがあたりて、火事がおこり、まことにあやふく見えました。



この時二人の水兵は、しきりに「えんしょー」
ぐらに火のうつらんことをおそれ、けむ
りのなかをぐじりぬけ、くらの前に、たちふ
さがり、きものをぬぎ、くらの戸のすきま
をふさぎ、火のうつるのを、ふせぎました。
まもなく、いくさがすんだ後、そこに行つ
て見ましたら、二人は、からだ中が、やけたど
れて、死んで居りました。

第二十八課 義勇公に奉ぜよ

人には、勇氣なかるべからず。勇氣なきときは、何事もなしとげがたきものなり。

勇氣は、出すべきところと、出すべからざるところとあり。されば、よく前後をわきまへ、道理にかなつるか否かを明かにして、後義のために、すゝむべし。これを義勇といふ。わが大日本帝國は、二千五百餘年の昔より、未ひとたびも、外國のあなどりをうけしことなし。これ、全く、代々の 天皇陛下の御武徳の高きと、われ等の先祖たちの、義勇を以て、御國を守りたりしとによれり。されば、我れ等も、亦先祖の志をつぎて、一旦緩急あらば、義勇公に奉じ、以て、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべきなり。

新編 修身教典 尋常小學校用 卷三終

明治三十三年九月十六日印刷
 明治三十三年九月十六日發行
 明治三十三年十二月十九日訂正再版發行
 全明

附與學典

卷一	金九錢
卷二	金十二錢
卷三	金十四錢
卷四	金十五錢
合計	金五十二錢

明治三十三年十二月十七日
 文部省檢定



編者 東京市日本橋區吳服町一番地 普及會社

發行兼印刷者 東京市日本橋區吳服町一番地 普及會社

代表者 右社社長 山田禎三郎

發兌元 東京市日本橋區吳服町壹番地 普及會社

